

法律チェックサイト : ネット通販サイト
対象商品 : 化粧品

× 不適切な記載

「全ての肌におすすめする」
→年齢・性別・肌の状態(アトピーなどの疾病含め)などを問わず、化粧品の効能効果や安全性を保証することになるため、NG表現です。
薬事法(第66条 広告基準3(6))

× 不適切な記載

「いつまでも若い肌を継続したい方に」
→「若い肌を継続」という表現は、化粧品の使用による老化防止効果を標榜しています。素肌の老化防止効果は、化粧品で認められている効能効果の範囲を逸脱しており、NG表現です。
薬事法(第66条 広告基準3(1)(3))

全ての肌におすすめする基礎化粧品

くすみ・シミ・アレルギーの方に



〇〇クリーム
4500円(税込)

いつまでも若い肌を
継続したい方に



〇〇美容液
3500円(税込)

△ 注意が必要な記載

「くすみの方に」
→メーキャップ効果に関すること以外で「くすみ」という言葉を使用する場合には、「くすみ」の定義を明確にし、その商品の効能効果が、化粧品で認められた効能効果の範囲、もしくは医薬部外品で承認された効能効果を逸脱していないか、確認した上で使用するようにしましょう。
薬事法(第66条 広告基準3(1)(3))

△ 注意が必要な記載

「シミの方に」
→化粧品に認められている効能効果の範囲は、「日やけ(紫外線)によるしみを防ぐ」「メーキャップ効果によりしみを目立たなく見せる」ものです。それ以外の効能効果の商品では「しみ」に対する効能を謳うことはできません。
薬事法(第66条 広告基準3(1)(3))

× 不適切な記載

「アレルギーの方に」
→化粧品の安全性を保証することになるため、NG表現です。また、アレルギーの治療の効果があるとみなされる表現につながる場合は、化粧品の効能効果を逸脱するので、注意が必要です。
薬事法(第66条 広告基準3(1)(3)(6)、基準6)

■アドバイス:

薬事法では、化粧品や医薬部外品の広告が虚偽、誇大にわたらず、その適正化を図るため、様々な表示基準を設けています。化粧品に認められる効能効果の表現範囲を守り、安全性を保証するとみなされる表現は行わないよう注意が必要です。